

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当及び遠隔地異動・出向手当を除いた全額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当及び拠点手当を除いた全額とする。</p> <p>(遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 (同 左)</p> <p><u>(拠点手当)</u></p> <p><u>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の4の研究拠点において研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</u></p> <p><u>2 前項の手当の月額は、300,000円までの範囲内の額とする。</u></p> <p><u>3 拠点手当の支給される教員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>

別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条関係)

職名	支給額	備考
副学長	200,000円	
研究科		
研究科長	300,000円	
副研究科長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属の教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附置研究所		
研究所長	300,000円	
副所長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属の研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属図書館長	300,000円	
医学部附属病院		
病院長	300,000円	
副病院長	50,000円	(総長が指定するものに限る。)
看護部長	100,000円	
副看護部長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
薬剤部長	60,000円	
全国共同利用施設の長	60,000円	
学内共同教育研究施設の長	60,000円	(総長が指定するものに限る。)
	30,000円	
機構長	100,000円	
保健管理センター所長	60,000円	
研究拠点		
拠点長	300,000円	
副拠点長	50,000円	
その他の学内組織の長	30,000円	(総長が指定するものに限る。)
本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)及び部局事務局		
部長及び事務部長	100,000円	
課長及び事務長	65,000円	
室長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)
センター長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)
技術室長	65,000円	

1. 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に50,000円を加算する。
2. その他特に総長が指定するものに対して支給する。